

埋蔵文化財から捉えた歴史・文化を活かした川づくり

River Works Backed by History and Culture of Buried Cultural Assets

研究第一部 主任研究員 高木史人

研究第一部 次長 石川浩

研究第一部 主任研究員 田中一朗

建設省では、平成8年に「文化を守り育む地域づくり・まちづくりの基本方針」を定め、社会資本ストックの整備において、地域の歴史文化を尊重し、新たな文化の創造に貢献する方向を示している。河川行政においては、平成9年に河川法が改正され、河川の特性と地域の風土や文化の実状に応じた河川整備を推進していくことが再認識されている。しかし、川づくりに係わる埋蔵文化財の保存や活用については、あまり積極的に行われていないのが現状である。

そこで本研究では、はじめに、“河川における埋蔵文化財の取り扱いの動向”として、建設省及び都道府県の河川関連部署へのアンケート結果にもとづいて、埋蔵文化財取り扱いの現状を明らかにし、さらに、全国の河川に係わる埋蔵文化財の代表的な事例を発掘された要因別に整理した。

つづいて、“歴史・文化を活かした川づくりの方策”では、河川事業の実施と埋蔵文化財の関わり、保存活用の一般的な手法、管理運営と地域住民との関わりについて検討した。

最後に、“大和川における今池遺跡の保存活用の検討”では、これまでの結果にもとづいて、川づくりやまちづくりの視点から当該遺跡の整備方針を示すとともに、各遺跡の特性にもとづいた全体の整備計画と維持管理・活用にあたっての課題を整理した。

キーワード：埋蔵文化財、保存・活用、歴史・文化、川づくり、まちづくり、地域住民、維持管理、
大和川今池遺跡、遺跡整備方針、遺跡整備計画

In 1996 the Ministry of Construction defined the "Basic Policy on Community and Town Development by Protecting and Nurturing Culture". In this policy they emphasized the direction to contribute to creating a new culture that respects the local history upon improving the social capital stock. Later, the River Act was revised in 1997 by the river authorities. Today, the importance to promote river improvement works according to the situation of the local amenities and culture, as well as the characteristics of the river is being re-realized. However, the situation is also that there has not been that many aggressive efforts enforced in preserving and utilizing buried cultural assets upon river works.

The purpose of this study is to clarify the current handling of buried cultural assets based on results learned from questionnaires distributed to river-related departments of the Ministry of Construction and the metropolitan/prefectural governments to reveal the "Trends on How Buried Cultural Assets in the River are Handled". Case studies on notable buried cultural assets in rivers around the country were classified according to how they were excavated.

Next, we attempted to define river works that effectively featured "history and culture". Topics included clarification of the relationship between river works and buried cultural assets, as well as general methods to preserve and utilize these assets. Another focus was to learn the relationship between the manager/administrator and the local residents.

The last area studied focused on "Reviewing the Preservation and Utilization Method of the Imaike Artifact of Yamato River". Past results were referenced to define the policy to improve the subject artifact from the perspective of river works and town development. Issues on sustaining management and utilization were similarly studied along with the overall improvement plan according to the features of each artifact.

Keywords: Cultural Assets; Preservation and Utilization History, Culture and River Works; Local Residents; Sustainable Management; Imaike Artifacts of Yamato River; Policies to Preserve the Artifact; and Plans to Preserve the Artifact.

1. はじめに

我が国の近代化と国土開発が、様々な局面から文化遺産の保護と衝突していた時代から、環境アセスメントにおいても文化遺産に触れられるようになり、国土開発における文化遺産への配慮の必要性が認識されつつある。建設省でも、平成8年「文化を守り育む地域づくり・まちづくりの基本方針」を定め、社会資本ストックの整備において、地域の歴史文化を尊重し、新たな文化の創造に貢献することが示されている。河川行政においては、平成9年に河川法が改正され、河川環境の整備と共に、地域の風土や文化の実状に応じた河川整備を推進していくことが求められている。しかし、川づくりに係わる埋蔵文化財の取り扱いについては、まだあまり積極的に行われていないのが現状である。河川に関わる歴史、文化遺産としては、土木遺産、伝統工法、洪水対策・用水確保・舟運等のために造られた水路等数多く挙げられる。その中の一つである埋蔵文化財は、川と地域の関係を示す貴重な文化遺産にも係わらず、事業の実施に伴い発掘調査が行われるという緊急性や、河川という特殊な空間のためその保存や整備が非常に困難なことから、積極的な活用が川づくりの中で行われていないのが現状である。

そこで本稿では、河川事業等に係わり発掘された埋蔵文化財の事例、河川行政における取り扱いの動向を整理し、今後の歴史・文化を活かした川づくりについての考察を行う。

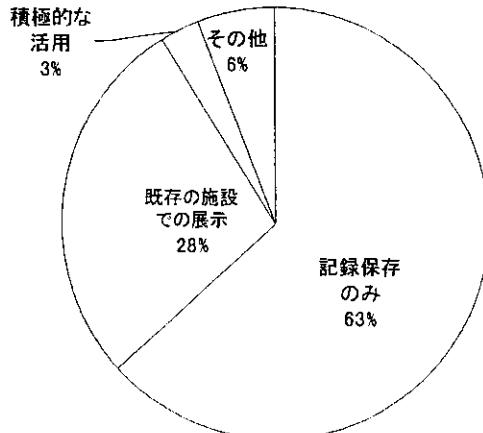
2. 河川における埋蔵文化財の取り扱いの動向

2-1 埋蔵文化財の取り扱いに関するアンケート調査

河川事業に関わる埋蔵文化財の有無やその取り扱いの動向を把握するために、平成11年10月にアンケート調査を実施した。アンケートは建設省の各工事事務所及び都道府県の河川関連部署に、計155部発送し、そのうち58部の回答があった（回収率37.4%）。なお、本

アンケートで収集された事例は、回答された方の既知の情報にもとづいているため、全国の全ての文化財を網羅しているものでは無いが、大まかな動向は把握することが出来た。結果の概要は次の通りである。

- ① 埋蔵文化財の発掘調査を行ったのは76河川、遺跡数は155カ所であった。
- ② 発掘きっかけは、河川改修事業により確認されたものが36%、遺跡の存在が既に知られていたものが35%、ダム建設や導水事業によるものが28%であった。
- ③ 発掘場所としては、河川区域である、河床・高水敷・堤防が50%、ダム建設・引き堤・河道開削などの事業予定地が30%であった。
- ④ 発掘後の遺跡の取り扱いは、63%が記録保存のみであり、その半分が記録保存後に削平され遺跡は消滅している。記録保存以外の保存、活用方法として、既存の施設での展示が28%であり、これが埋蔵文化財の活用方法の主体となっている（図-1参照）。



注) 本アンケートで収集された埋蔵文化財の事例は、回答者の既知の範囲であるため、全国の全ての文化財を網羅しているものではない。

図-1 埋蔵文化財の取り扱いの動向

Fig.1 Trends in Handling Buried Cultural Assets

積極的な保存、活用方策をとっている事例は3%（4件）と少ない。内2件は、広島県歴史博物館内に展示されている草土千軒遺跡

(芦田川)など、遺構を保存・展示・研究するための博物館や資料館を建設しているものであり、内2件は佐賀県の石井樋（いしいび：嘉瀬川）のように、保存・活用するために事業変更を行っているものである。

以上のアンケート結果を元に、文献調査や

専門家ヒアリング調査結果を加えて、遺跡の整備事例を整理したところ、公園や資料館等として整備している事例（計画中も含む）が21件、案内板など部分的な整備をしている事例が17件であった。表-1に全国の河川に係わる遺跡整備事例の一覧表を示す。

表-1 全国の河川に係わる遺跡の整備事例一覧

Table 1 List of Artifact Improvement Works Involving Rivers Nationwide

遺跡名称	所在地	河川名	時代	整備の内容
I-1:公園、資料館等の整備(完成)				
山王塙遺跡	宮城県栗原郡一迫町	長崎川	縄文中期～平安	一部を整備、史跡公園化、「山王考古館」の建設
菅谷館跡	埼玉県比企郡嵐山町	都幾川	室町時代後期	環境整備事業(空堀の復元、案内板の設置)
登呂遺跡	静岡県静岡市	安倍川	弥生時代後期	遺跡公園として整備、「登呂博物館」に遺物を展示
瓜郷遺跡	愛知県豊橋市	江川	弥生中期～古墳初期	一部公園整備、「豊橋市立博物館」に遺物を展示
真宮遺跡	愛知県岡崎市	矢作川	縄文時代晚期	昭和63年度に史跡公園として整備完了
正法寺山荘跡	三重県鈴鹿郡關町	小野川	戦国時代	櫛棺墓、住居跡などの遺構を実物大模型で復元 遺構復元と植栽
吉崎・次場遺跡	石川県羽咋市	羽咋川	弥生中期、後期	史跡公園として整備
一乗谷朝倉氏遺跡	福井県福井市	一乗谷川・足羽川	戦国時代	遺構の露出展示、武家屋敷の立体復元、樹木や芝生による修景
鳥浜貝塚	福井県小浜市	高瀬川・八ツ川	縄文時代	小規模な遺跡公園の整備、堅穴式住居の復元、記念碑・サインの設置、民俗資料館での展示
田能遺跡	兵庫県尼崎市	猪名川	弥生前期～古墳初期	調査結果により工事計画変更、堅穴住居・高床倉庫復元、「田能資料館」にて遺物展示
草戸千軒町遺跡	広島県福山市	芦田川	鎌倉時代～室町時代	「広島県立博物館」で、常設展示され、復元模型等が設置されている
川部・高森古墳群	大分県宇佐市	駅館川	古墳時代中期～後期	風土記の丘として整備、「風土記の丘歴史民俗資料館」に遺物を展示
I-2:公園、資料館等の整備(整備途中)				
八天遺跡	岩手県北上市	北上川	縄文中期～後期	整備基本計画のみ策定、北上市立博物館に遺物を展示
鉢形城跡	埼玉県大里郡寄居町	荒川・深沢川	戦国時代	遊歩道・土壘・城通を復元、ガイダンス施設建設予定
狹山池	大阪府大阪狭山市	西除川	古墳時代～江戸時代	堤体の移築、資料館の設立
原の辻遺跡	長崎県壱岐郡	幡鉢川	旧石器時代～平安時代	「原の辻展示館」での展示、史跡公園としての整備を検討中
石井樋	佐賀県大和町	嘉瀬川	江戸時代初期	施設の復元や公園整備
I-3:公園、資料館等の整備(検討段階)				
柳之御所遺跡	岩手県西磐井郡平泉町	北上川	平安時代	堤防・バーバルートの変更、整備計画を検討中
長篠城跡	愛知県南相模郡鳳来町	豊川・宇連川	戦国時代	順次公有化を進める一方、整備計画を検討中
大和川今池遺跡	大阪府松原市	大和川	古墳～近世	整備計画を検討中
百間川遺跡	岡山県岡山市	百間川	縄文時代～室町時代	整備計画を検討中
II:案内板等の部分整備				
江別太遺跡	北海道江別市	千歳川	江別文化の曙期	標柱を設置
茂別館跡	北海道上磯郡上磯町	茂別地川	室町時代	案内板、解説板を設置
御井戸遺跡	新潟県西蒲原郡卷町	矢直川	縄文晩期～古墳時代	観光用の案内板を設置
鮎瀬渡船場跡	福島県福島市	阿武隈川	古代～近世	遊歩道を整備
亀甲山古墳	東京都大田区	多摩川	古墳時代中期	標柱、説明板を設置
旧相模川橋脚	神奈川県茅ヶ崎市	小出川	鎌倉時代	説明板、周囲を広場として整備
伝頼越御所跡	静岡県田方郡庵原町	狩野川	室町時代	標柱、説明板設置を設置
佐太・講武貝塚	島根県八束郡鹿島町	佐陀川運河	縄文早期末～縄文前期前半	説明板を設置、「鹿島歴史民俗資料館」に遺物を展示
王塙古墳	三重県鈴鹿市	鈴鹿川	古墳時代後期	標柱、説明板を設置
栄山寺行宮跡	奈良県五條市	吉野川	飛鳥時代？～南北朝時代	防火施設・柵
吉田遺跡	兵庫県神戸市	明石川	弥生時代前期～中世	遺物の一部を「吉田郷土館」に展示
富田川河床遺跡	島根県能義郡広瀬町	富田川	輪中時代～江戸時代前半	案内板、解説板を設置、「広瀬町立歴史民俗資料館」に遺物の展示
斐伊川放木路建設に伴う埋蔵文化財	島根県出雲市	斐伊川	古代～中世	一部遺跡が保存対象となっている
佐波川閑水	山口県佐波郡徳地町	佐波川	平安時代末期	標識、説明板を設置
上黒岩岩陰遺跡	愛媛県上浮穴郡美川村	久万川	縄文草創期～早期	上屋設置
不動ガ岩屋洞窟	高知県高岡郡佐川町	西山川	縄文草創期、早期	洞窟へ至る階段を整備
阿高・黒橋貝塚	熊本県下益城郡城南町	浜戸川	縄文時代	案内板を設置

2-2 全国の河川に係わる埋蔵文化財の代表的な事例

発掘された埋蔵文化財は、河川周辺に人が住み、生活を営むことによって、その土地特有の自然環境が徐々に形成され、長い時間に及ぶ人と川が織りなす関係がその土地の文化を形成してきたことを示している。河川と埋蔵文化財の関係を、発掘された要因別に代表的な事例を以下に示す。

① 流路の変化等により現在の河道より発掘された埋蔵文化財

近代的な治水が行われる以前の河川は、蛇行しながら流れ、何度もその流路を大きく変え、人々の生活を脅かしてきた。一方当時の人々は、洪水の脅威から生活を守るために、河道の付け替え等の工夫をこらしてきた。その結果現在の河道が、かつて生活が営まれてきた土地利用の上を流れ、埋蔵文化財が発掘される場合がある。

- ・事例1：柳之御所遺跡（岩手県・北上川；写真-1参照）

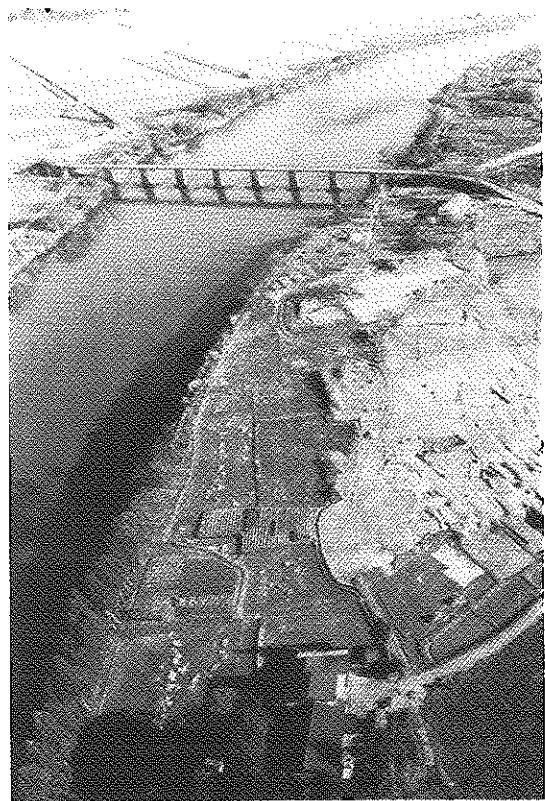


写真-1 柳之御所遺跡の発掘状況

Photo 1 Yanaginogosho Excavation Site

柳之御所遺跡は、一関遊水地・平泉バイパス建設事業に伴って昭和63年から緊急調査が開始された。その結果、12世紀を中心とする奥州藤原氏の居館の中心部であったと見られる遺物、遺構が多量に出土し、各方面から遺跡保存の要請が出された。そのため平成5年、岩手県知事と建設省東北地方建設局長との間で、「遺跡の保存と治水事業の両立を図り、事業計画を変更する」との基本方針が示された。そして、遺跡を保存するための堤防及びバイパスルートの変更が行われ、現在柳之御所遺跡の整備計画の推進が予定されている。

② 新たな土地開発に伴い発掘された埋蔵文化財

ダム、調整池、新河道掘削等、平面的に広範囲にわたる土地開発を行う場合、その予定地から多くの埋蔵文化財が発見される。

- ・事例2：池島・福万寺遺跡（大阪府・恩智川、第二寝屋川；写真-2参照）

恩智川治水緑地建設に伴う発掘調査により、弥生時代から近世までの遺跡が発掘された。特に用水を取水するための弥生時代の堰、洪水による土砂でつくられた鎌倉時代から江戸時代までの「島畑」といわれる細長い畑、2000年の間に洪水で運ばれた約4mに及ぶ土砂の堆積層、洪水で真っ二つに切断された畦や、激流が地面を大きくえぐった跡等、地域と川との関係を示す様々な遺構が発見されている。遺跡の整備は現在のところ予定されていない。

③ 河川を利用していた痕跡を示す埋蔵文化財

太古から人々は生きるために必要な飲み水や魚等の食料を川に求め、やがて農業を始めるようになると必要になる用水を川から引くようになった。また川は重要な交通路でもあり、舟を利用することにより、広域的な経済活動が営まれた。このように、その土地の自然環境や風土、特徴に応じた利用の仕方を埋蔵文化財が示している。

- ・事例3：狭山池（大阪府・西除川；写真-3参照）

狭山池は「古事記」や「日本書記」にも記載される日本最古のダム形式の溜池である。築造以来、地域の発展に伴い、幾多の改築が行

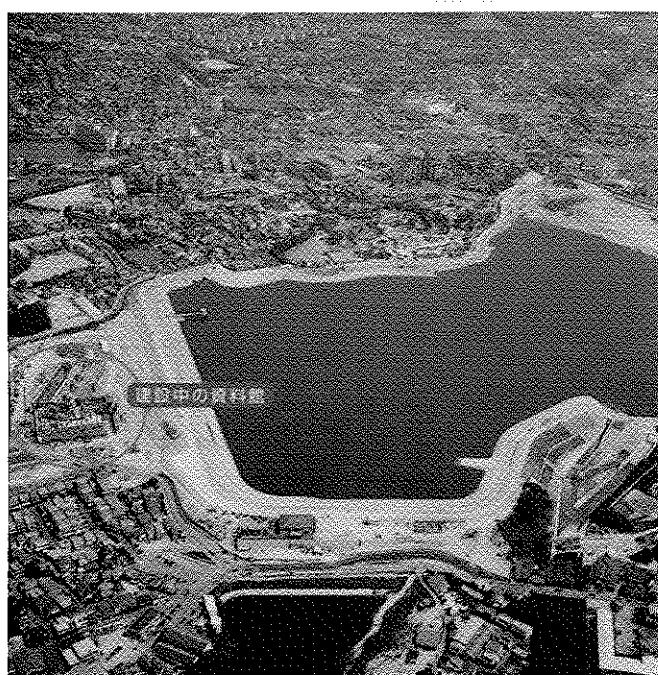
われてきた。奈良時代の行基、鎌倉時代の重源、江戸時代の片桐且元等が有名である。昭和 57 年豪雨で被害を受けた西除川、東除川流域の治水対策の一環として行われている「平成の大改修」に伴う発掘調査結果は、狭山池

の築造年代や当時の土木技術等を解明するための貴重なものであった。現在、各時代の改修工事を象徴する土木技術遺産等を展示する資料館が建設されている。



写真－2 弥生時代の堰（池島・福万寺遺跡）

Photo 2 Floodgate from Yayoi Period (300BC to 300AD; Fukumanji Artifact in Ikeshima)



写真－3 狹山池の外観

Photo 3 Appearance of Sayama Pond.

3. 歴史・文化を活かした川づくりの方策

3-1 河川事業の推進における埋蔵文化財との関わり

(1) 公共事業と埋蔵文化財

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵される文化財（文化財保護法第57条第1項）」であり、土地と深い関わりをもっている。そのため、河川事業を含む公共事業とは特に密接な関係にある。文化庁の報告等によれば全国の埋蔵文化財包蔵地は約37万カ所。諸開発に伴う発掘の届け出件数は年間に4万件を越えるといわれている。これらの埋蔵文化財は、土地に包蔵されているため眼に触れにくく、その所在を事前に把握することが困難なため、あらかじめその取り扱いを含めた事業の計画をつくることが難しい状況にある。

事業実施に伴う埋蔵文化財の基本的な取り扱いは、事業区域が概略決定された段階から、埋蔵文化財の有無や状況、また段階的な予備調査、本格調査の結果を踏まえながら、埋蔵文化財の保存の可能性を教育委員会と協議しながら進められる。

公共事業は、国土の均衡ある発展を促進し、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を実現するため早期に完成させることが重要であるが、事業者と文化財保護行政側との協議及び発掘調査の長期化、工事中の遺跡の不時発見は工事工程に大きな影響を与える場合がある。このため従来は、公共事業と埋蔵文化財保護は相容れない関係にあると理解されがちであった。しかし、公共事業も歴史・文化的遺産の保存と新しいものの創造との調和に十分配慮して行うべきであるし、埋蔵文化財の保護も、国土の開発等の公益との調整に配慮して行う必要がある。

(2) 歴史・文化を活かした川づくり

豊かな河川環境の保全、アメニティ空間の創造に加え、今後地域の歴史・文化を活かした川づくりへの取り組みを行うためには、埋蔵文化財を貴重な歴史・文化遺産の一つとし

て認識し、積極的な活用を行っていくことが必要である。

河川における埋蔵文化財の発掘は、事業実施に伴い行われ、治水安全度の向上のため削平（埋蔵文化財を取り除いて平坦に）されるのはやむを得ない場合もある。しかし、現行の文化財の指定制度とは異なる観点で、河川と埋蔵文化財との関わりからみた埋蔵文化財の価値の把握を行い、現地でのサインの設置やパンフレット、副読本の中での記載等、何らかの形で埋蔵文化財の存在、河川との係わりを示す取り組みを実施することが望まれる。また、学術的に特に重要なものや、地元からの保存の要望が強いものに関しては、関係機関との調整を行い、極力遺跡の保存、活用に寄与する方向性を模索していくことが望まれる。

そのためには、事業実施者と文化財行政が常に緊密な連絡を取り合いながら、事業の実施と埋蔵文化財の保存・活用の調整に当たることが必要である。

3-2 遺跡の保存・活用手法の検討

通常の史跡公園等における埋蔵文化財を含めた遺跡の保存・活用の方法として、さまざまな手法がある。表-2に、遺跡の一般的な保存・活用の手法を示す。従来の埋蔵文化財の保存・活用の手法では、一般市民にとって発見当時の新鮮な感動が十分に伝わってこない事や、当時の環境や生活をイメージしにくい等、様々な課題が挙げられている。そのため最近では、従来見られなかった斬新な表現手法を用い、来訪者に視覚的インパクトを与えたり、地域の歴史学習の場として位置づけ、整備された種々の施設を地域の文化的活動拠点として積極的に活用していくという発想が多くなってきている。

河川においては、このような通常の史跡公園にみられる整備をそのまま行うことは難しく、治水上問題のない範囲内で埋蔵文化財の保存方法や、よりわかりやすい整備手法を検

討することが必要である。さらに、河川内だけで埋蔵文化財の保存・活用を検討するのではなく、博物館や公民館等、一つの文化圏内

に所在する地域の文化遺産を含めて、体系的、有機的な活用を関連行政機関や地域住民とともに模索していくことが必要である。

表－2 遺跡の一般的な保存・活用の手法

Table 2 General Methods to Save and Utilize Artifacts

手 法	手法の概要	特 色
現 状 保 存	・遺構をそのままの状態で保存する ・事業対象地から除外したり、公園用地等とする	・保存手法としては最も望ましい
覆 土 保 存	・発掘された重要な遺構面の上部を土で覆って（埋め戻して）保存する	・遺構面そのものを完全に保存できる
記 録 保 存	・発掘調査によって得られた写真、図面、分析結果等を整理・保存する ・報告書を作成・刊行する	・遺構そのものが記録として残る ・展示、公開や以後の研究の資料となる
移 設 保 存	・遺構の保存が困難な場合に、遺構そのものを樹脂などで固めて移設、保存する	・一部でも遺構が現状に近い状況で保存可能 ・発掘現場の具体的な情報提供ができる
遺 構 展 示	・遺構そのものを露出して展示する	・発掘現場の臨場感を伝えられる ・遺跡発掘手法の情報提供、学習の場となる
遺構模型展示	・遺構の現物が展示できない場合に模型を作成して展示する	・模型で遺構の概要がわかる ・発掘現場の状況についての学習資料
原寸復元	・遺跡があった当時の集落、建物、水田などを再現して示す	・誰もが遺跡が存在した当時の環境や生活をイメージでき、インパクトがある
ミニチュア復元	・遺跡の町並みや建物などを縮小して復元する	・当時の建物、環境等を知る助けとなる ・場所に合わせてサイズを変更できる
平面表示	・遺跡のあった場所の表面に遺跡の輪郭等（建物、柱、塀等）を表示する	・少ない経費で遺跡の規模・概要を示す
サイン設置	・遺跡現場に遺跡名、時代、規模、内容、出土品等について情報提供する ・他の手法と併用されることが多い	・狭い用地でも設置できる ・一定の情報提供ができる
展示・情報提供施設	・遺物や遺跡の解説資料等を展示し遺跡についての総合的な情報提供を行う ・博物館では研究やセミナーなど学習機会の提供なども行われる	・遺跡についての総合的な情報提供を行う ・見学者の休憩施設等としても利用される

3-3 管理・運営と地域住民との連携

埋蔵文化財の保存と活用は、ハード面だけでなく、ソフト面が重要である。埋蔵文化財は、人と地域や川との関わりを示すものであり、整備後の管理運営が的確に行われ、多様な活用が行われることが求められる。また、いかに地域住民の声を反映させ、整備を地域住民の総意に結びつけていくかを検討することも必要である。地域の住民の要望を踏まえたものでなければ、整備後の運営や活用は適切に行われない。日常生活に密着した活用を継続し、清掃等の維持管理を充実させるためには、地域住民の理解が必要不可欠である。

そのために、計画策定に並行して、ワークショップやフォーラムを開催する等、埋蔵文化財や河川に対する住民の理解を深め、住民の声を充分に反映させるための各種取り組みが求められている。

4. 大和川における今池遺跡の保存・活用の検討

4-1 大和川の概要と大和川今池遺跡

現在の大和川は、奈良盆地の水を集めながら生駒山地と金剛山地の間の亀ノ瀬を通って、大阪湾に流れ込んでいる。しかしこのような流れ方になったのは江戸時代の大規模な付け

替え工事後であり、昔の大和川（旧大和川）は、柏原市で西北に折れ、淀川に注いでいた。旧大和川は水の流れと共に土砂が堆積して河道が上昇し、天井川であったため、雨が降り続き堤防が決壊すると、大きな被害をもたらし、流域の人々を苦しめていた。そこで、中甚平衛らによって、1704年（元禄17年）に総延長 15.6km、川幅 180mの付け替え工事が行われた。大和川今池遺跡は、この付け替えた河川の部分から発掘された遺跡である。

この遺跡は、堺市常磐町と松原市天美町にあり、旧石器時代から近世に及ぶ 20 万 ha の大規模複合遺跡で、ここで、難波宮と大津道を一直線で結ぶ古代の道路跡である“難波大道（なにわたいどう）”が発見された。また、日本書紀や古事記などに再三登場する古代の溜池である、依羅池（よさみいけ）の一部も確認されている。

昭和 52 年、大阪府下水道部の“大和川下流西部流域下水道今池処理場建設”に伴う試掘調査により、当該遺跡の存在が確認され、その後、堺市、松原市、大阪府によって調査が行われた。平成 8 年度からは、大阪府埋蔵文化財センターが大和川の高水敷整備に伴う調査を行っている。これまでの調査結果より、大和川の高水敷の当該遺跡の概要は次の通りである。

- ① 複合遺跡：古墳時代前期から近世までの生活の痕跡が確認されている複合遺跡であり、大和川の付け替え以前より、長い間この地で人々が生活していたことを示している。
- ② 鎌倉時代後期の居館跡：鎌倉時代後期の掘建柱建物とそれを囲う方形の濠（ほり）や溝、井戸、が発掘され、ここにはかつての有力者が住んでいたことが想定されている。
- ③ 出土した遺物：柱穴、井戸、濠、溝などから、土器、瓦、文字の書かれた墨書き器などが出土している。

- ④ 難波大道：7世紀中頃に建設されたと推定される、難波大道の側溝が発掘されている。
- ⑤ 条里制：古代国家が租税収入を確保するために、区画整理したのが条里制であり、4辺を道路や水路で区画した 1 辺 1 町 (108 m) の坪と呼ばれる正方形で区切られている。当該遺跡では多くの条里遺構が発見されている。

4-2 大和川今池遺跡整備の基本方針

以上のように、大和川今池遺跡では、古墳時代から中世にいたる住居跡などの遺構・遺物が確認されており、当該地区は考古学や歴史学の学術的な意義のある場所であるといえる。また、大和川が付け替えによって出来た河川であり、当該遺跡が大和川の高水敷に存在していることを考え合わせると、川づくりにおいても埋蔵文化財の慎重な取り扱いが求められることになる。

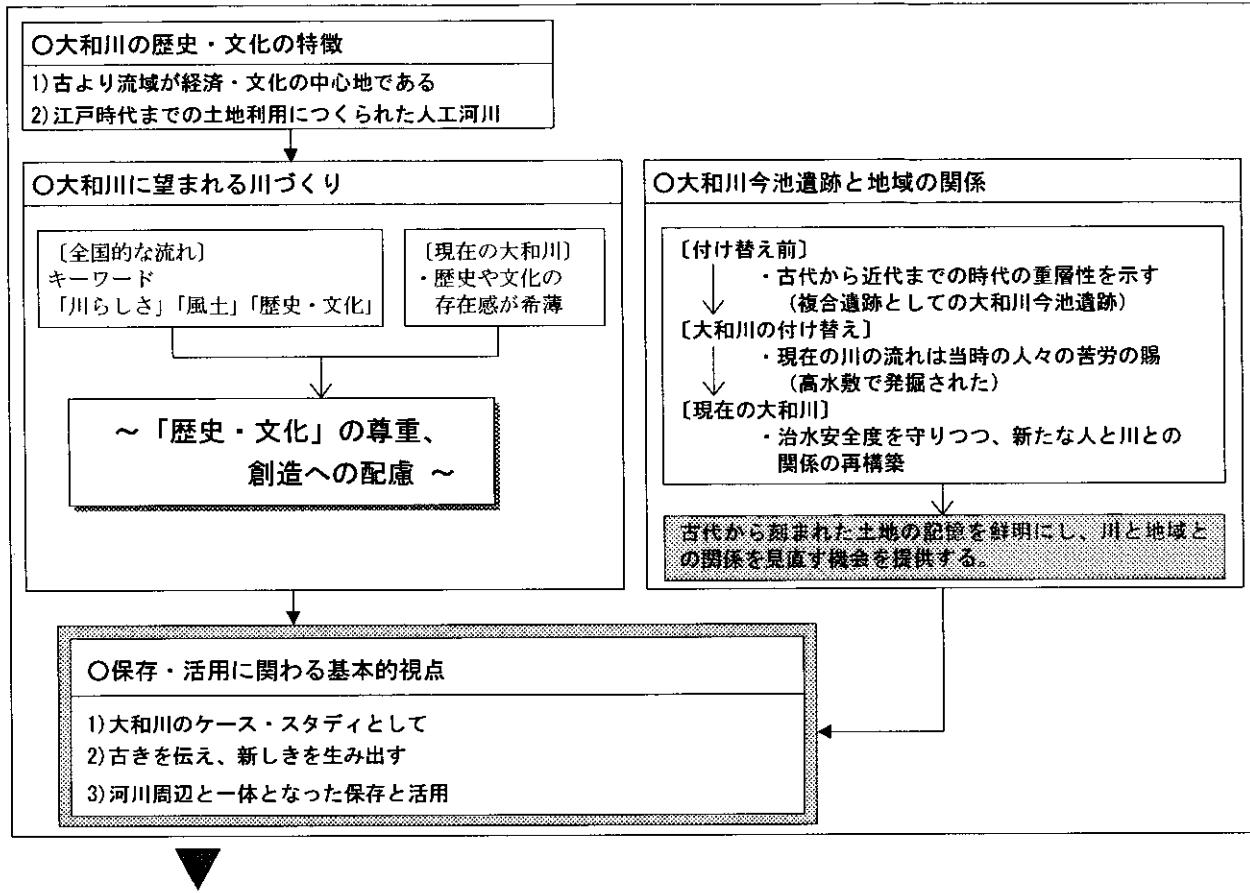
このような背景のもと、建設省大和川工事事務所では、平成 11 年度、同 12 年度に、大和川今池遺跡保存活用検討委員会（委員長：小田一紀大阪市立大学教授）を設置して、大和川の河川改修に伴って影響を受ける当該遺跡の保存と活用のあり方を検討した。以下は、その検討結果の一部である。

まず、当該遺跡の保存活用方策を検討するために、大和川の歴史・文化の特徴を踏まえるとともに、全国的な川づくりの動向を考慮して、大和川に望まれる川づくりの方向を整理した。また、大和川今池遺跡の特徴から、当該遺跡と地域との関係を整理し、保存活用の基本的視点を抽出した。以上の流れにそって、次の 3 点の保存・活用の基本方針を整理した。

- ① 地域の歴史的特性を偲ばせる～時の連なり～
- ② まちづくりとの連携～空間的な広がり～
- ③ 交流の場としての活用～人と人とのつながり～

図-2に、大和川今池遺跡の保存・活用の基本方針を示す。

◆大和川の歴史・文化に対する基本認識



◆保存・活用の基本方針

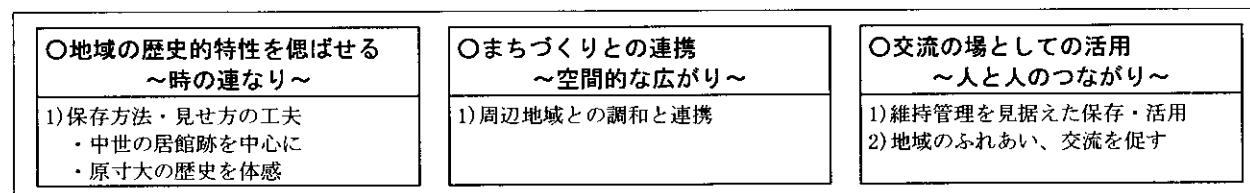


図-2 大和川今池遺跡の保存・活用の基本方針

Fig.2 Basic Policy to Save and Utilize Yamato River Imaike Artifact

次に、当該遺跡の基本的な整備方針を明らかにするために、はじめに、前提条件を河川改修と遺跡の面から整理した。次に、一般的な保存活用の手法を整理し、当該遺跡での適合性から、以下の基本的な整備方針を示した。

- ① 中世を中心とした濠、掘立柱建物、井戸、

の復元と表示

- ② 難波大道と条里制畦畔の表示
- ③ 下水処理場（今池処理場）内の公園との連携

図-3に、大和川今池遺跡の基本的な整備方針を示す。

◆前提条件の整理

○河川改修からの前提条件

- 1) 流下能力の確保
- 2) 「歴史・文化」の尊重、創造への配慮
- 3) 関連事業との連携

○遺跡からの前提条件

- 1) これまでの発掘調査結果の活用
- 2) 検討する遺跡の区分
 - ①発掘調査に伴い削平された遺構
 - ②掘削面（掘削後の高水敷高）より下で現存している遺構
 - ③今後調査対象となる遺構

◆一般的な保存・活用方法

STEP : 1

- ・記録保存

STEP : 2

- ・サインの設置

STEP : 3

- ・平面（半立体）表示
- ・遺構模型展示
- ・ミニチュア復元

STEP : 4

- ・覆土保存
- ・遺構展示
- ・移設保存

STEP : 5

- ・展示、情報提供施設
- ・原寸復元

遺跡を活用した歴史・文化あふれる河川空間の創出、地域づくりへの展開

◆基本的な整備方針

- 中世を中心とした濠、掘立柱建物、井戸の復元、表示
- 難波大道、条里制畦畔の表示
- 下水処理場内の公園との連携

図－3 大和川今池遺跡の基本的な整備方針

Fig.3 Basic Improvement Policy of Yamato River Imaike Artifact

4-3 大和川今池遺跡公園（仮称）のイメージ

以上の基本的な整備方針を受けて、周辺施設との連携を考慮して、当該地区を大和川や地域の自然にふれ合うことのできる“歴史と自然のスポーツ・レクリエーション空間”と位置付けた。そして、今池処理場内の公園と大和川今池遺跡を合わせて、その名称を、“大和川今池遺跡公園（仮称）”とすることとした。

これまでの検討結果を踏まえて、大和川今池遺跡公園（仮称）が果たすべき機能から、当該公園整備の具体的な整備内容を検討した。図－4に、大和川今池遺跡公園（仮称）のイメージ図を示す。

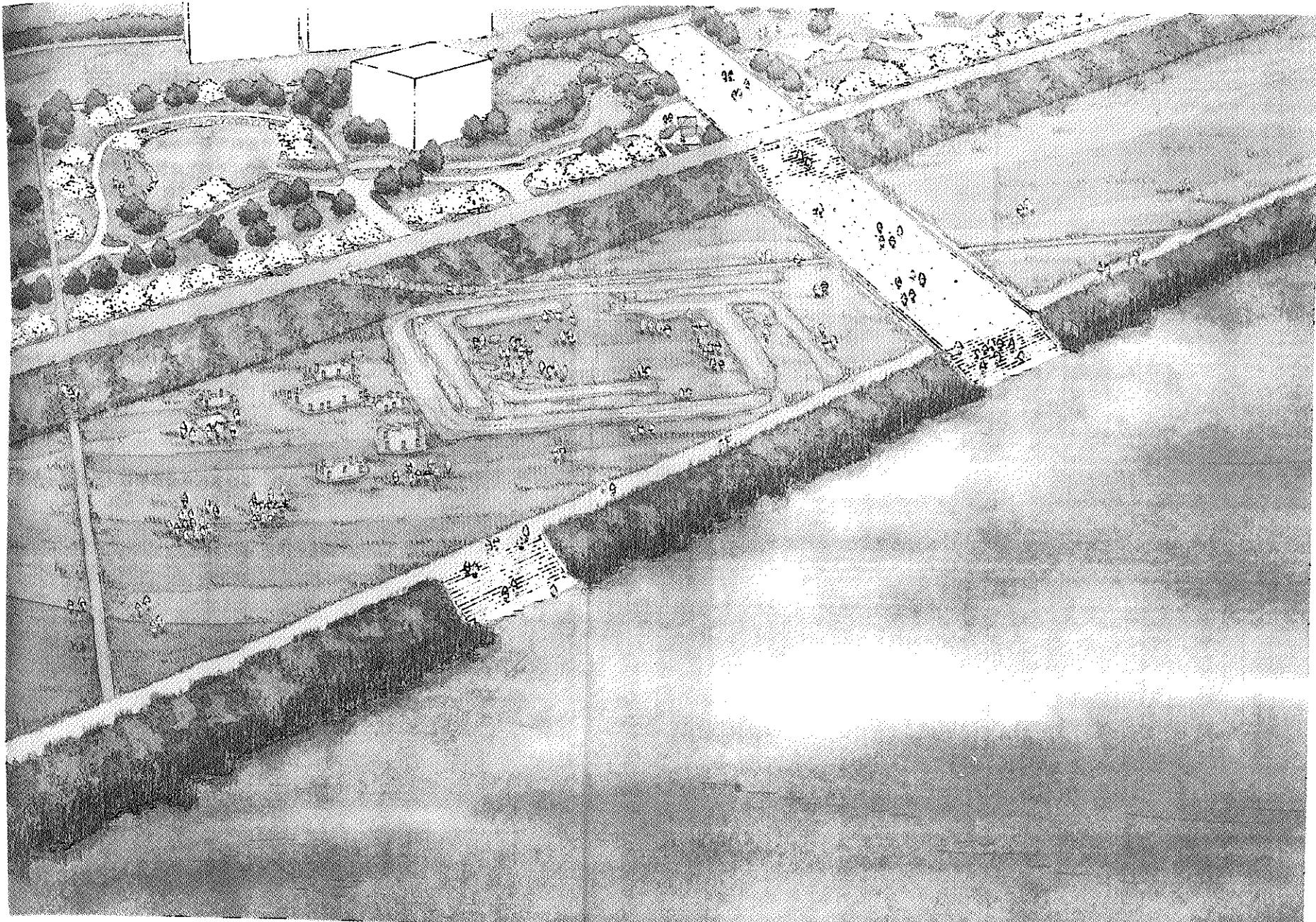


図-4 大和川今池遺跡公園（仮称）のイメージ図

Fig.4 Imaginary Figure of Yamato River Imaike Artifact Park (Tentative)

4-4 今後の課題

大和川今池遺跡公園（仮称）の整備に向けて取り組むべき課題として、まず、河川区域内の整備のために、“大和川の治水対策”と“地域住民との連携”を考慮しなければならない。また、今池処理場内緑地整備や公園の利活用にあたっては、地元住民や市民などの関係団体との連携が必要である。これらを実現するためには、国、府、市の連携と調整によるバ

ックアップが不可欠である。また、スーパー堤防や道路などの関連事業との調整・連携が必要である。

以上の取り組みを基本として、大和川今池遺跡保存活用検討委員会による整備計画は具体化し、“歴史・文化を生かした川づくり・まちづくりへの展開”が可能となる。図-5に、大和川今池遺跡の整備のための関係機関の位置付けと進め方を示す。

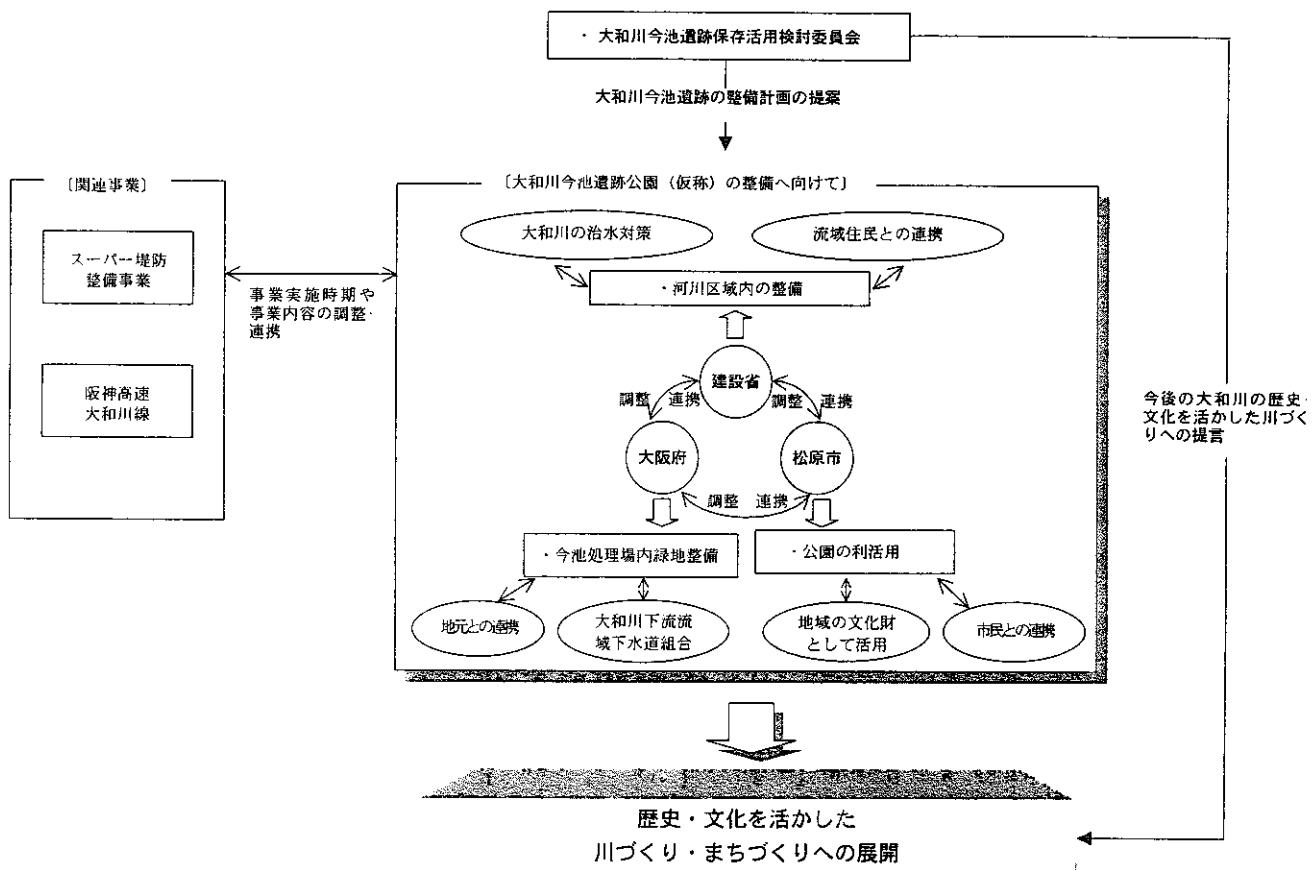


図-5 大和川今池遺跡の整備のための関係機関の位置付けと進め方

Fig.5 Position and Programs of Organizations Involved to Improve the Yamato River Imaike Artifact

5. おわりに

出土した埋蔵文化財の保存・活用を検討する場合、出土した地区のみでその取り扱いを考えるのではなく、一つの水系の中での埋蔵文化財の位置づけや、相互に文化的関連性を有する近代的土木遺産や伝統的な漁法、行事等、河川に関わる有形・無形の文化遺産を総体として捉え、河川の有する自然環境も含めた総合的な保存と有機的な活用のしくみを考案することが必要である。

＜参考文献＞

- 1) 「公共事業と埋蔵文化財」 ぎょうせい
- 2) 「岩手県文化振興事業団埋蔵文化財調査報告書第 228 集」 (財) 岩手県文化振興事業団
埋蔵文化財センター・建設省東北地方建設
局岩手工事事務所
- 3) パンフレット「第 1 回～第 9 回池島・福万
寺遺跡現地説明会」 (財) 大阪府文化財セ
ンター
- 4) パンフレット「狭山池ダム資料館（仮称）」
大阪府
- 5) 第 7 回シンポジウム「環境用水の汚濁とそ
の浄化」 環境技術研究協会（平成 12 年 6 月）